

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋りょう工事施設）
発生日時	平成28年11月26日 18時40分ごろ
発生場所	新潟県新潟市の信濃川 他門川公園四等三角点から真方位188°315m付近 （概位 北緯37°54.9′ 東経139°02.9′）
事故の概要	旅客船ばんだい丸は、南西進中、橋りょう工事施設に衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ばんだい丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	220-12460新潟、株式会社信濃川観光開発
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	マスト灯を破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：水面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客6人を乗せ、信濃川の遊覧を行う目的で、信濃川の上流へ向け、約4ノットの対地速力で手動操舵により南西進中、八千代橋の下を通過しようとしたところ、操舵室の上部に設置されていた可倒式マスト灯が橋りょう塗装工事に伴い設置されていた作業用の足場に衝突した。</p> <p>船長は、本事故当時、八千代橋において、同橋の中央部から左岸側に作業用の足場が設置されており、約0.7m低くなっているため、通過する際は足場が設置されていない右岸側を迂回する旨周知されていたものの、操舵室からの足場の見え具合から左岸側を通過することができると思った。</p>
分析	本船は、船長が、八千代橋の左岸側に設置された作業用の足場を操舵室から見た際、足場と操舵室上部の可倒式マスト灯頂部との垂直距離を見誤ったことから、左岸側を航行し、可倒式マスト灯が作業用の足場に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、八千代橋の左岸側に設置された作業用の足場を操舵室から見た際、足場と操舵室上部の可倒式マスト灯頂部との垂直距離を見誤ったため、左岸側を航行し、本船の可倒式マスト灯が作業用の足場に衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょうの工事実施に伴い航行を制限する区域が設定されている

	場合は、制限された区域を航行しないこと。
--	----------------------